平成２９年（フ）第２７７号
奈良県桜井市大字戒重354番地の３　507号室
債務者　平尾　美景
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第６１７号
広島県東広島市八本松飯田８丁目５番13号
債務者　小松　将員
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６８７号
広島市西区楠木町４丁目18番３－101号
債務者　加藤　文祥
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７２４号
広島市佐伯区五日市中央３丁目11番20－101号　ローランド清水Ｂ
債務者　平岡　武道
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９４号
佐賀県伊万里市東山代町大久保4750番地１
大久保市営住宅６－203
債務者　山浦スエミ
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第２８２号
沖縄県糸満市字座波690番地の１　寿マンション206号
債務者　大城　和也
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１０６号
青森県八戸市小中野２丁目10番５号　コーポかどＡ－１号室、前住所青森県八戸市柏崎６丁目23番２号
債務者　原子内真紀子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
青森県八戸市小中野１丁目３番32号、前住所青森県八戸市小中野３丁目６番10号
債務者　助川　文子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
富山県砺波市庄川町青島2203番地、前住所東京都港区三田５丁目16番11－702号
債務者　砂岡真由美
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１６７号
金沢市平和町２丁目５番13号　県営住宅13棟309号
債務者　後藤ひとみ（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０６号
石川県河北郡内灘町字向粟崎５丁目33番地　レジデンスハマナス305号、従前の住所石川県河北郡内灘町字千鳥台３丁目201番地４
債務者　デスク・トップ・グラフィティこと　桶　　暁彦
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２３号
山梨県甲府市下飯田４丁目９番24号　ハイツ慶１－Ｂ号室、前住所山梨県甲府市羽黒町1334番地２　（旧住所）山梨県甲斐市中下条524番地　セフィラ今村102
債務者　近藤　昭彦
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３４号
山梨県甲府市上石田２丁目38番８号
債務者　渡邉美智子（旧姓角）
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３９号
山梨県笛吹市石和町四日市場2272番地１　三ッ石住宅３号
債務者　大塚　香織
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７２号
三重県名張市梅が丘北４番町103番地
債務者　酒井　孝祐
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第７３号
三重県名張市梅が丘北４番町103番地
債務者　酒井　加奈
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
津地方裁判所伊賀支部